

北川／民主・みらいの北川博規です。今日は3項目、それぞれに思いを乗せた質問となっていますので、ぜひ誠実な御答弁をお願いいたします。

まず、文科省の問題行動・不登校の調査結果について取り上げています。

ただ、皆さんにお示ししている配付資料の中のタイトルなのですが、令和4年度とありますが、直近が5年度ですので申し訳ございません、私のミスです、訂正をお願いします。

10月31日に文部科学省は昨年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査、いわゆる問題行動調査の公表を行いました。

この調査は例年実施されており、県と市町教委が調査対象となっている項目としては、不登校、暴力行為、いじめ、教育相談があります。教育委員会をはじめとする学校設置者、そして私立学校主管部局は、本調査結果を踏まえ、問題行動などへの取組、不登校への支援など一層の充実に取り組むことが期待されています。配付した資料は、パネルはお手元ですけれども、その調査結果の不登校関連部分の抜粋です。

これによると、全国の小中学校で不登校の児童生徒は34万6482人で過去最多を更新しています。

11年連続の増加、30万人を超えたのは調査開始以来初めてです。

本県を眺めてみると、不登校の小中学生が県内で1500人を超えました。過去最多を更新しています。

児童生徒1000人当たりでは26.6人と、18年度以降、6年連続で全国で最少です。しかし、データにあるように着実に増加傾向にはなっています。

県教育委員会は、小中学校に支援員を常駐させるなど、支援を強化し、教室以外の子どもの居場所づくりに努めるとしています。

また、調査によると、23年度に30日以上欠席があった児童生徒は2294人。このうち不登校が最も多く1567人を占めています。前年度から163人増えています。そこで伺います。

【質問①】 今回の結果について、教育長としての所感を伺います。また県教委として調査結果の分かりやすい公表、そしてそれに対する分析は欠かせないものと考えますが、今後の方向性を伺います。

不登校児童・生徒の増加の要因についてはいろいろな要素が錯綜しているだけに、その分析には丁寧な姿勢が求められます。文科省は、児童生徒の休養の必要性を明示した教育機会確保法の浸透、また、保護者の意識変化、コロナ禍による登校意欲の低下、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する指導や必要な支援に課題があったなどを増加の背景にあるとしています。ただ、教育機会確保法の背景には、児童生徒、そして保護者や教員の持つ学校に通わなければならないという思い込みが学校を休むことで回復するはずの症状を悪化させ、結果として、長期間、学習の機会を失う事態を生んでいるといった振り返りの中から生まれてきたという経緯があります。登校の呪縛から解放されることが期待されます。

一方で、**第13条では不登校児童生徒の休養の必要性が認められているだけに、教育機会確保法が不登校の増につながっているとする考え方はとても短絡的で釈然としないものを感じます。**

【質問②】 この教育機会確保法の持つ意義、そして不登校数の増加要因について、教育長の考えを伺います。

今、大きな課題になっているのは、不登校生徒の居場所の確保です。それを校内に求める場合の対応としては、県は23年度から支援員を常駐し、不登校などの兆候のある子どもの相談にのる校内サポートルームを県内の小中学校5校に設置、そして、24年度には50校に拡大しています。現場からは専門的に対応する人員が増えたことで、他の職員が児童生徒と向き合う時間を増やせたとの声があり、さらなる拡充を期待するところでもあります。一方、居場所を校外に求めると、公的な機関では教育支援センター、民間の機関ではフリースクールとなります。

県内では数少ないフリースクールの一つである福井スコールを運営している小野寺玲さんとお話ししたときに、学校外の居場所である教育支援センターの充実と質の向上が今後の大きなテーマであると話されていたのが、とても印象に残っています。ただ、それぞれの課題もあります。

この教育支援センターなんですけれども、資料として示したこの体制を御覧になって分かる通り、それぞれの市町に存在はしているんですけれども、その体制には大きな差があります。

また、フリースクールの課題としては、福井県内での設置数が極端に少ないことが挙げられます。

文科省はフリースクールなどで、学ぶ機会の確保も視野に入れており、他県ではその効果も着実に現れているだけに本県の取組の強化が求められます。そこで伺います。

【質問③】校内サポートルームの拡充の方向性に向けて伺うとともに、教育支援センターの整備、そして民間のフリースクールへの支援が不可欠となる中、それらに対して、今後どのような方向性を持っておられるのか伺います。

【質問④】不登校をはじめとする児童生徒の問題行動を、不登校に対応するための体制づくりが今年度策定される教育振興基本計画の中にどのように位置づけられていくのか伺います。

教育委員会藤丸教育長

私から、文科省の問題行動、不登校の調査結果について、5点、お答えをいたします。

① まず、今回の不登校の調査結果についての所感と、県教委としての公表や分析の方向性について併せてお答えいたします。御紹介いただきましたけれども、令和5年度の不登校者数は小学校で545人、中学校で1022人となりまして、これは1000人当たりの不登校者数に直しますと、小学校では14.3人、中学校で49.0人と、それぞれ全国で最も低い水準でございます。

ただ一方で本県においても増加傾向にあるということでございます。この調査結果につきましては、毎年度、市町に対しまして、県の分析とともに協議をしております。

また、県の指導主事が市町の生徒指導担当教員の研修会に参加をいたしまして、各地域のいじめや不登校状況の詳細について説明をいたしまして、その対策についても助言をしているところでございます。

不登校の原因は、複雑化、多様化しておりまして、その対応としましては、不登校に悩む児童生徒やその保護者への丁寧な支援が必要であるとともに、児童生徒が安心して過ごせる学校づくりが必要と改めて感じたところです。

② 次に、教育機会確保法の意義と不登校者数の増加要因について、お答えいたします。

平成28年に成立した教育機会確保法では、全ての児童生徒が安心して教育を受けられる学校環境を確保することや不登校児童生徒の休養の必要性、不登校児童生徒への多様な学習活動の支援を行うことなどが掲げられております。教育機会確保法の制定によりまして、児童生徒が学校以外の居場所で過ごすことの必要性ですとか、そのことが心の安定につながることなど、不登校に対する意識が変化してきたものと考えます。

不登校増加の要因といたしましては、コロナ禍による生活リズムの乱れ、また学業への不安、家庭環境の変化など、様々な要因があるというふうに考えております。

③ 次に、校内サポートルームの拡充及び教育支援センターの整備や民間のフリースクールへの支援の方向性についてお答えをいたします。

今年度より、校内サポートルームを50校に拡大しておりまして、設置校からは安心して過ごせる居場所となっている。また、児童生徒の在校時間が長くなったなど、非常に効果が高いという報告を受けている

ところでございます。今後も市町と協力しながら校内サポートルームの拡充に努めてまいります。

教育支援センターにつきましては、既に全市町に設置済みでございます。なお、池田町のみ訪問型ということでございます。

御紹介いただいたように、市町によって利用状況に差があることから、市町に対しまして、さらなる環境整備を呼びかけるとともに、県といたしましても、保護者に対しまして教育支援センターを有効利用して

いただけるように周知を図ってまいります。また、民間のフリースクールについても、引き続き意見交換を行いながら、子どもたちの多様な居場所の一つとなるよう連携をしていきたいというふうに考えております。

④ 最後に、児童生徒の問題行動、不登校への対応に係る体制づくりの教育振興基本計画への位置づけについてお答えいたします。

今議会でお示した教育振興基本計画の骨子案では、4つの大きな方針を掲げております。けれども、その一つとして、全ての子どもたちが誰一人取り残されず、個性が尊重される学びを推進するということ掲げさせていただいております、安心して学べる場の充実に取り組むこととしております。

児童生徒の問題行動や不登校への対策といたしましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置などによる教育相談体制の充実や、校内サポートルームの配置の拡充など、多様な居場所づくりを進めることとしております。このほか、児童生徒が笑顔で学校生活を送るための取組も重要であるというふうに考えております。ふだんの子どもたちへの挨拶ですとか、声かけ、励ましなどによりまして、子どもの成長を支え、そして安心して過ごすことのできる学校づくりにも引き続き努めてまいります。

北川議員 今ほど、校内サポートルームの拡充、そしてスクールカウンセラー、SSW、その拡充もありましたけども、もっと、とにかく大事なものは財源ですので、そのあたりも含めて、2月議会楽しみにしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、県職員のハラスメント対応について伺います。

昨年6月議会、予算決算特別委員会の質疑の中で県職員のハラスメント防止に対する姿勢と対応について伺っています。

【質問⑤】 その時点では、認知しているのは、その時点で8件ということでした。それから1年半が過ぎた今、令和5年度に相談を受けた方のその後の状況はどのようになっているのか伺います。

まず、ハラスメント対応として重要なのは、実体の把握です。それに対しての体制づくりなのだと思います。資料では、現在、総務部が把握している過去5年間のハラスメントの相談件数と退職者数を示しています。それによると年度による大きな変化は少なく、退職者数との明確な関連を見られないとしても、毎年20人前後の相談数がある、つまりパワーハラスメント事案が発生しているということになります。

今回の資料はパワハラに限定したものであるとすると、ハラスメント全体ではさらに多くの方が苦しんでいるということも予想されます。前回の質疑の中では、知事からは、こうしたハラスメントがなくなり、職員が前向きに一生懸命になって挑戦していく、そういう職場づくりにこれからも力を入れていきたいと考えているとの答弁があったと思います。

大切なのは、職場の体制の中でつらいと感じたときに駆け込める場の確保なのだと思います。もしそれが総務部や部局の上司、また、医療機関のみだったとするならば、現実的には相談に出向くことは難しく、敷居の高いものになってしまっているのではないかと感じるころでもあります。

やはり同じ組織の人間がその中の人物に対していろいろな調査を行っていくことに難しさを感じます。

【質問⑥】 外部の第三者機関として、ワンストップの駆け込み寺的な場が必要であり、その対応姿勢が職員の安心と安定した職務の遂行にプラスになるものと考えます。人事、職員の相談体制やメンタルヘルスへの対応について、知事にその認識と今後の取組の方向性を伺います。

杉本知事

⑥ 私からはハラスメントの相談体制、それからメンタルヘルスの対応に関する認識と今後の取組について

てお答えを申し上げます。

御指摘のとおり、本当にハラスメントということは人の人格であったり、尊厳を傷つけるということで、決して許されない行為だというふうに認識をいたしているところでございます。そういう意味で、私も機会あるごとに訓示であったり、それから研修で会ったり、そういった場では職員に対して、特に上司になってくるとそういう傾向が強くなったりしますので、そういった方々に対しても強く、ハラスメントは決していけないということをその都度申し上げているところでございます。また、相談体制の充実についても心しているところでございます。まずは相談窓口といたしましては、今も言っていましたけれども、人事課というのがございますし、また、県の組織で言えば第三者機関としての人事委員会というのがございまして、ここで話を聞かせていただいて、それで再発防止といったものの指導なんかもさせていただいていますし、また、人事課ですので、言ってみれば配置転換、こういったことも十分可能ということになっております。一方で、やはり人事課は敷居が高いとか、県庁の中の組織だと、こういうような思いも強いということもあり得るということで、健康相談をするような健康相談室、これを設けまして、ここに保健師であるとか、そうしたメンタルケアの専門医を置きまして、体の不調も含めて御相談をさせていただいて、それは出先も含めて、匿名でいろいろと相談できる体制も整えておりますし、また、令和4年度からは1名、専門員を増員して4名の体制も組ませていただいているところでございます。いずれにしてもハラスメントは決して許されないことですので、今、申し上げたように、安心して御相談できる体制も整えておりますので、こういったことを、例えば、職場管理者会議であるとか、また、研修であったり、また、職員向けの広報誌の瓦版というのもありますので、こういったものも含めて周知をいたしまして、安心して相談事、もしくはハラスメントに対するいろんな苦情等があれば相談をいただけるような体制をこれからも整えてまいりたいと考えております。

服部総務部長

⑤ 私からは令和5年度に相談を受けた職員のその後の状況についてお答えします。

令和5年度には、6月の議会のときに説明した8人に加えまして、年度全体では20人の方の御相談を受けているという状況でございますが、その20人の方については、人事課職員が、職場管理者や関係者等に事実を確認し、内容に応じて相手方への注意、指導、相手方と接点のない業務の分担の見直しなどの対応を行ったところでございます。その上で本人の意向も踏まえまして、令和6年4月の人事異動におきまして、16年については相談者か相手方のいずれか、もしくは両方を配置転換しました。また、2人については、指導により状況が好転したというふうに伺っております。また、20人のうちお二人は匿名だったので確認はできないところがあるんですけど、そのほかの18人を確認する限り、退職された方もいないという状況でございまして、現在は職場の環境は改善されたものと認識しているところでございます。

北川／大変難しい取組だと思います。特に難しいのは匿名性、そして庁舎全体の風土、この部分だと思いますので、また知事を中心にしていろんな取組を進めていただきたいと願います。

それでは、3つ目の項目として、放課後等デイサービスについて伺います。

これまでも何度か、放課後等デイサービス、いわゆる放デイ、以降、放デイと言わせていただきますけれども、その大変な状況を強くお伝えする中で、昨年9月議会においては、県と市町で令和6年から8年までの障害福祉サービスの必要量を見込むために利用者へのアンケート調査を行っており、県としては、今後、必要なサービス量に対して提供できるサービスが不足する場合、定員数の拡大や事業所数の増加を目指し、人材確保や育成に取り組むといった旨の答弁をいただいています。

しかし、受け入れていただく場が見つからないという厳しい現状は、改善されていくどころか事業者の運営面なども含め、さらに厳しさを増していると言っても過言ではありません。

【質問⑦】 そのアンケート調査結果の内容によって見えてきた必要なサービス量を伺うとともに、放デイの現状について、需要と受入れ数の現状と格差改善への方向性を伺います。

医療的ケア児の保護者の皆さんにとって大きな悩みは、放デイの場を確保する保障がないという点です。

敦賀市の自立支援療育支援部会が放デイの受入れ先確保の最前線で活動されている相談支援専門員などの皆さんに提供している資料によると、大半の事業所が既にほぼ定員いっぱいには達しており、次年度の受入れができない状況であるとも伺っています。

その理由の大きなものは、何点かあります。

まず一つは、放デイ受入れ数がニーズに比べて少ない、つまり足りないという認識が行政側に弱いという点です。現にこれまでのタウンミーティングや議会答弁の中では、行政はニーズを満たしており、受入れ数の不足は、特定の事業所の話であると分析するなど、すれ違った答弁をいただいたこともあったように感じています。

2つ目には、放デイの場合の受入れ数、これは実際の受入れ可能数ではないという現実意識が弱いという点です。つまり、ケアの必要度が高い児童を受け入れた場合、複数の職員での対応が必要となり、

その分、受入れ可能数は減少していくという現実です。もちろん、その分、運営面ではマイナスになってしまうのを覚悟の上で、その子に必要なケアを優先している事業所も少なくないのも事実です。

そして、3つ目の理由として、公立の特別支援学級の児童生徒の放デイへの通所数の増加があります。

それによって、本来、支援が必要な特別支援学校の児童生徒の重度の障害を持った子の受入れができなくなってしまう場合も少なくないのが現実です。今後、医療的ケアを必要とする児童が増えていくことを考えると、幾つかの放課後児童クラブに特別支援学級の児童の受入れに配慮した教室を設置していくことを検討するべきではないでしょうか。

もちろん、施設職員も拡充していくことは求められますけれども、それによって放デイの機能は本来の機能を維持することができるように感じます。

【質問⑧】 医療的ケア、そして放デイで受け入れている公立小学校の児童の数はどのくらいなのか伺うとともに、インクルーシブ教育が進められる中、その児童が放課後児童クラブに通わず放デイを選択せざるを得ない理由について、どのように把握されているのか伺います。

特別支援学校に在籍する児童生徒は放課後を過ごし、医療的ケアの子どもたちとともに専門的な療育を自立支援を行っていくためには、どうしても放デイでの活動が不可欠です。

本来ならば、市町の対応が中心となる課題ですが、喫緊の課題として取り上げ、県の姿勢

として強く働きかけていただきたいと思います。

池上健康福祉部長／2点、お答えをいたします。

まず、**⑦放課後等デイサービスに必要なサービス量、現状と格差改善の方向性についてお答えします。**

昨年度、市町が実施いたしました放課後等デイサービスのニーズ調査の結果によりますと、令和8年度末までに**必要な県全体の1月当たりの需要見込み量は2万1405人日**となっております。対して、**現状の月間供給可能量は3万748人日であり、定員述べでは需要見込額を上回っている状況**です。ただし、児童の障がいの程度によって定員までの受入れができないこと、地域ごとに施設数に偏りがあること、そして利用者ニーズと事業者が提供するサービス内容とのミスマッチによりまして、特定の施設に利用が集中し、希望日数を利用できないといった個別の課題がございます。

県では、医療的ケアが必要な重度障がい児を受け入れる放課後等デイサービス事業者を増やすために、**看護師配置のための人件費助成のほか、今年度から新たな受入れに必要な施設の改修や備品整備の助成制度**を設けておりまして、今後も地域の受入れ枠拡大に向けまして、利用者の具体的ニーズを調査し、対応していきたいと考えております。

⑧ 次に、放課後等デイサービスを利用する公立小学校の人数と放課後等デイサービスを選択せざるを得ない理由についてお答えをいたします。

今年8月時点での放課後等デイサービスを利用する小学生は1266人となっておりまして、うち、公立小学校に通う児童は957人となっております。放課後児童クラブでは、障がい児の特性に応じた個別のケアや、医療に精通した専門人材の不足、バリアフリー化など、設備面の対応が困難であることなど、障がい児の受入に当たって課題があり、受皿として拡充が難しい状況がございます。一方、放課後等デイサービス事業所では、気がかりな児童の診断体制の充実であったり、18歳までの医療希望の高まり、さらに送迎サービス提供の事業所の増加によりまして、預け先として選択肢の一つとなっており、利用者が増加傾向にあるというように考えております。

北川／いろいろ問題あると思いますけども、前向きに一步ずつ前進をよろしく願いいたします。